

科目名：旅行業法

対象クラス(専攻)：1年 観光学科（トラベル・交通）

単位数：1

担当者名：梅澤 義幸

授業形態：講義

教材：講師作成資料・旅行業法およびこれに基づく命令（JTB 総合研究所）

教員の実務経験：大手旅行会社にて42年間勤務（店頭営業・団体営業・総務・人事・
税務・財務・法務・支店長・本社地域統括部長を歴任。
アジア圏での海外駐在経験あり）

授業内容：（実務経験を活かした指導内容）

旅行業法と旅行業約款の相違点を理解し、旅行業法第一章から第五章までの
各種法令を習得する。又これまでの法令違反実例を含めて法令への
理解を深める
理解度チェックのための小テストを実施し合格に向ける。

到達目標：

- (1) 国家試験【国内旅行業務取扱管理者】試験に合格する。
- (2) 消費者契約法を理解する。
- (3) 個人情報保護法を理解する。

評価方法／基準：国家試験【国内旅行業務取扱管理者】合否、期末テスト 勘案

A：100点～80点（国家試験合格） B：79点～60点

C：59点～50点 D：49点～0点

その他、注意事項：

- *受講姿勢の良否により 加点、減点もありうる。
教務主任と相談し、改善の余地がないと判断された場合、
Dランク者については補習実施。

関連する主な検定試験：【国内旅行業務取扱管理者】（9月実施予定）

キーワード：-----

<授業計画>

第1週	オリエンテーション（授業の進め方、留意点、学習内容など） 国家試験合格に向けて！！
第2週	旅行業法令の概要と効果的な学習法。法令の読み方。旅行業法と旅行業約款の相違理解。第一章旅行業法の目的、旅行業の定義。
第3週	第二章・登録・営業保証金・旅行業務取扱管理者
第4週	・料金の提示・旅行業約款
第5週	・取引条件の説明・書面の交付
第6週	・外務員の証明書の携帯など・広告 標識の掲示
第7週	・旅程管理・旅行サービス手配業
第8週	・登録・禁止行為
第9週	・受託契約 ・旅行業者代理業者
第10週	・事業の廃止など、業務改善命令・登録の取り消し等 ・名義利用などの禁止
第11週	・第三章 ・旅行業協会 5つの法廷業務・景表法
第12週	・第四章 ・消費者契約法 ・個人情報保護法
第13週	・第五章 ・罰則 ・企画旅行、手配旅行について その他全般
第14週	・期末試験
第15週	期末試験 解答と解説